

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会
平成28年3月3日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	8件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	8件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	3件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	3件

厚生局受付番号 : 東海北陸 (受) 第1500474号
厚生局事案番号 : 東海北陸 (厚) 第1500272号

第1 結論

請求期間のうち、請求者のA社における平成15年3月1日から平成16年9月1日までの期間及び平成17年1月1日から平成25年5月1日までの期間に係る標準報酬月額を訂正することが必要である。平成15年3月から同年8月までの標準報酬月額については15万円から17万円、平成15年9月から平成16年8月までの標準報酬月額については16万円から17万円、平成17年1月から平成18年8月までの標準報酬月額については17万円から19万円、平成18年9月から平成25年4月までの標準報酬月額については18万円から19万円とする。

平成15年3月から平成16年8月までの期間及び平成17年1月から平成25年4月までの期間に係る訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成15年3月から平成16年8月までの期間及び平成17年1月から平成25年4月までの期間に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成15年3月1日から平成25年5月1日まで

ねんきん定期便に記載されているA社の勤務期間における保険料納付額が、保管している給与明細書において確認できる厚生年金保険料よりも少なくなっているため、請求期間について標準報酬月額を訂正し、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間のうち、平成15年3月1日から平成16年9月1日までの期間に

係る請求者のオンライン記録における標準報酬月額は、平成15年3月から同年8月までは15万円、平成15年9月から平成16年8月までは16万円と記録されているが、日本年金機構B事務センターの回答及び請求者から提出された給与明細書により、標準報酬月額の決定の基礎となる資格取得時及び平成15年の4月から6月までの報酬月額に基づき決定される標準報酬月額（平成15年3月から平成16年8月までは17万円）が上記オンライン記録の標準報酬月額を超えていること及び標準報酬月額17万円に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、請求期間のうち、平成17年1月1日から平成24年9月1日までの期間に係る請求者のオンライン記録における標準報酬月額は、平成17年1月から平成18年8月までは17万円、平成18年9月から平成24年8月までは18万円と記録されているが、請求者から提出された給与明細書により、標準報酬月額の改定の基礎となる平成16年10月から同年12月までの報酬月額に基づき改定される標準報酬月額及び標準報酬月額の決定の基礎となる平成17年から平成23年までの4月から6月までの報酬月額に基づき決定される標準報酬月額（平成17年1月から同年8月までは20万円、平成17年9月から平成20年8月までは19万円、平成20年9月から平成21年8月までは20万円、平成21年9月から平成22年8月までは19万円、平成22年9月から平成23年8月までは20万円、平成23年9月から平成24年8月までは19万円）が上記オンライン記録の標準報酬月額を超えていること及び標準報酬月額19万円に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

さらに、請求期間のうち、平成24年9月1日から平成25年5月1日までの期間に係る請求者のオンライン記録における標準報酬月額は、当初、18万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成27年9月17日付けで、20万円に訂正されているところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（20万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（18万円）とされている一方で、請求者から提出された給与明細書により、標準報酬月額の決定の基礎となる平成24年の4月から6月までの報酬月額に基づき決定される標準報酬月額（平成24年9月から平成25年4月までは20万円）が上記オンライン記録（18万円）の標準報酬月額を超えていること及び標準報酬月額19万円に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間のうち、平成15年3月から平成16年8月までの期

間及び平成 17 年 1 月から平成 25 年 4 月までの期間における請求者の標準報酬月額については、給与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額から、平成 15 年 3 月から平成 16 年 8 月までは 17 万円、平成 17 年 1 月から平成 25 年 4 月までは 19 万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 15 年 3 月から平成 16 年 8 月までの期間及び平成 17 年 1 月から平成 25 年 4 月までの期間について、請求者の厚生年金保険被保険者資格取得届、厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及び厚生年金保険被保険者報酬月額変更届を社会保険事務所（平成 22 年以降は年金事務所）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているが、当該期間について、給与明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、請求者の平成 15 年 3 月から平成 16 年 8 月までの期間及び平成 17 年 1 月から平成 25 年 4 月までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、請求期間のうち、平成 16 年 9 月 1 日から平成 17 年 1 月 1 日までの期間について、請求者から提出された給与明細書により、標準報酬月額の決定の基礎となる平成 16 年 4 月から同年 6 月までの報酬月額に基づき決定される標準報酬月額（平成 16 年 9 月から同年 12 月までは 17 万円）は、オンライン記録において確認できる標準報酬月額を超えないことから、厚生年金特例法における保険給付の対象に当たらないため、訂正は認められない。

厚生局受付番号 : 東海北陸 (受) 第1500540号
厚生局事案番号 : 東海北陸 (厚) 第1500275号

第1 結論

請求者のA社B工場における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和39年6月30日から昭和39年7月1日に訂正し、昭和39年6月の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

昭和39年6月30日から同年7月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和39年6月30日から同年7月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和39年6月30日から同年7月1日まで

私は、昭和39年5月4日にA社B工場に入社し、昭和39年7月1日に同社C営業所へ異動し、継続して勤務していたが、請求期間の厚生年金保険被保険者記録がないので、当該期間について、厚生年金保険の被保険者期間として年金額に反映するよう訂正してほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の記録、A社から提出された辞令原簿及び適格年金・団体年金一時金給付決定原簿並びに複数の同僚の回答により、請求者は請求期間において同社に継続して勤務し（昭和39年7月1日に同社B工場から同社C営業所に異動）、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間に係る標準報酬月額については、請求者のA社B工場における健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和39年5月の記録から、3万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、昭和39年6月30日から同年7月1日までの期間について、請求者に係る厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答している一方、請求者の厚生年金保険被保険者資格喪失届を社会保険事務所（当時）に対し誤って提

出したことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の昭和39年6月30日から同年7月1日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1500509号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1500276号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和44年6月30日から同年7月3日に訂正し、昭和44年6月の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

上記訂正後の期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る上記訂正後の期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和44年6月30日から同年7月3日まで

請求期間について、A社からB社への移籍であり退職はしていない。しかし、年金記録では、昭和44年6月30日喪失となっており、事実と相違するため、記録を訂正し年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の記録及びA社から提出された辞令請書の写しから判断すると、請求者が請求期間に同社で勤務し(昭和44年7月3日に同社からB社へ移籍)、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、請求者のA社における昭和44年5月の社会保険事務所(当時)の記録から2万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日に係る届出を

社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 東海北陸 (受) 第 1500511 号
厚生局事案番号 : 東海北陸 (厚) 第 1500277 号

第 1 結論

訂正請求記録の対象者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和 44 年 6 月 30 日から同年 7 月 3 日に訂正し、昭和 44 年 6 月の標準報酬月額を 6 万円とすることが必要である。

上記訂正後の期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が訂正請求記録の対象者に係る上記訂正後の期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 被保険者等の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生

3 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 44 年 6 月 30 日から同年 7 月 3 日まで
請求期間について、A 社から B 社へ移籍したが、実際は勤務していたため、空白期間があるのはおかしいので記録を訂正し年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

雇用保険の記録及び A 社から提出された辞令請書の写しから判断すると、訂正請求記録の対象者が請求期間に同社で勤務し (昭和 44 年 7 月 3 日に同社から B 社へ移籍)、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、訂正請求記録の対象者の A 社における昭和 44 年 5 月の社会保険事務所 (当時) の記録から 6 万円とす

ることが妥当である。

なお、事業主が訂正請求記録の対象者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 東海北陸 (受) 第 1500532 号
厚生局事案番号 : 東海北陸 (厚) 第 1500278 号

第 1 結論

訂正請求記録の対象者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和 44 年 6 月 30 日から同年 7 月 3 日に訂正し、昭和 44 年 6 月の標準報酬月額を 5 万 2,000 円とすることが必要である。

上記訂正後の期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が訂正請求記録の対象者に係る上記訂正後の期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 被保険者等の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生

3 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 44 年 6 月 30 日から同年 7 月 3 日まで
請求期間について、A 社から B 社への移籍であり、空白期間がないはずである。しかし、年金記録を確認したところ、空白期間があったので、記録を訂正し年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

雇用保険の記録及び A 社から提出された辞令請書の写しから判断すると、訂正請求記録の対象者が請求期間に同社で勤務し (昭和 44 年 7 月 3 日に同社から B 社へ移籍)、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、訂正請求記録の対象者の A 社における昭和 44 年 5 月の社会保険事務所 (当時) の記録から 5 万 2,000

円とすることが妥当である。

なお、事業主が訂正請求記録の対象者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1500531号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1500279号

第1 結論

訂正請求記録の対象者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和38年2月28日から同年3月1日に訂正し、昭和38年2月の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

上記訂正後の期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、上記訂正後の期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和11年生
住所 :

2 被保険者等の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和9年生

3 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和38年2月28日から同年3月1日まで

訂正請求記録の対象者は、B社からA社に出向し、継続勤務していたはずなのに、途中で空白期間がある。請求期間について、厚生年金保険の被保険者として記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

出向元のC社から提出された従業員名票、健康保険組合及び雇用保険の記録により、訂正請求記録の対象者は、請求期間にA社に継続して勤務し(同社本社から同社D支店に異動)、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、A社本社から同社D支店へ異動した複数の同僚に係る同社本社での厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日が昭和38年3月1日に訂正されていることから、訂正請求記録の対象者の厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日について昭和38年3月1日とすることが妥当である。

また、請求期間の標準報酬月額については、昭和 38 年 1 月のオンラインの記録から 2 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が訂正請求記録の対象者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、昭和 38 年 2 月 28 日から同年 3 月 1 日までの期間について、訂正請求記録の対象者の厚生年金保険被保険者資格喪失届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているが、事業主が資格喪失年月日を昭和 38 年 3 月 1 日として届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年 2 月 28 日と誤って記録したとは考え難いことから、事業主から同日を資格喪失年月日として厚生年金保険被保険者資格喪失届が提出され、その結果、社会保険事務所は、訂正請求記録の対象者の昭和 38 年 2 月 28 日から同年 3 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1500557号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1500280号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額について、平成19年12月10日は13万1,000円、平成20年7月10日は18万円、平成20年12月10日は22万円に訂正することが必要である。

上記訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が、上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和56年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ①平成19年12月
②平成20年7月
③平成20年12月

請求期間①から③までについて、A社から賞与を支給されていたにもかかわらず、賞与の記録がないので記録を訂正して、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①から③までに係る金融機関から提出されたお取引明細表並びに取引推移一覧表及び同僚の賞与明細書並びに賞与支給明細書により、請求者がA社から当該期間に係る賞与(請求期間①は14万円、請求期間②は18万円、請求期間③は22万円)を支給され、当該賞与額に相当する標準賞与額(請求期間①は14万円、請求期間②は18万円、請求期間③は22万円)に基づく厚生年金保険料に見合う又はそれを下回る厚生年金保険料(請求期間①は9,754円、請求期間②は1万3,496円、請求期間③は1万6,885円)を事業主により賞与から控除されていたことが推認できる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂

正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、標準賞与額については、前述の金融機関から提出されたお取引明細表並びに取引推移一覧表及び同僚の賞与明細書並びに賞与支給明細書により推認できる厚生年金保険料控除額から、請求期間①は13万1,000円、請求期間②は18万円、請求期間③は22万円とすることが必要である。

また、請求期間①から③までに係る賞与の支給日については、金融機関から提出されたお取引明細表並びに取引推移一覧表及び同僚の賞与支給明細書により、請求期間①は平成19年12月10日、請求期間②は平成20年7月10日、請求期間③は平成20年12月10日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1500506号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1500281号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和44年5月1日から同年6月1日に訂正し、昭和44年5月の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

上記訂正後の期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る上記訂正後の期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和44年5月1日から同年6月1日まで

私は、昭和44年4月1日にA社に入社し、本社で2か月間の研修を受けた後、同年6月1日にB支店に配属となった。しかし、本社の年金記録が1か月しかないので、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として記録し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の記録、A社から提出された異動歴、同社の陳述及び複数の同僚の陳述並びに当該同僚から提出された給与明細書から判断すると、請求者は同社に継続して勤務し(昭和44年6月1日に同社本社から同社B支店に異動)、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、請求者のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和44年4月の記録から、2万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者に係る厚生年金保険の被保険者資格喪失年月日を社会保険事務所(当時)に誤って届け出たことを認めて

いることから、社会保険事務所は、請求者に係る昭和 44 年 5 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、請求者に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1500539号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1500273号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和5年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和29年8月1日から昭和32年4月1日まで

私のA社での厚生年金保険の記録は昭和29年8月1日資格喪失とされているが、退職日は昭和32年3月31日と記憶しているので、調査の上、請求期間を年金額に反映するよう訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間においてA社の正社員として継続して勤務し、昭和32年3月31日に退社したと主張している。

しかしながら、A社から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届によると、請求者の厚生年金保険被保険者資格喪失年月日は昭和29年8月1日となっており、同社に係る厚生年金保険被保険者名簿、厚生年金保険被保険者台帳及びオンライン記録における請求者の資格喪失年月日と一致していることが確認できる。

また、A社は、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届及び健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届以外の資料を保管しておらず、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除は不明である旨回答している上、同社が加入しているB健康保険組合は、請求者の被保険者記録を保管していない旨回答していることから、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、請求者が姓を挙げた同僚は死亡している上、A社において厚生年金保険被保険者記録が確認できる110人に照会し、88人から回答を得たが、請求期間における請求者の勤務実態を裏付ける回答を得ることができない。

このほか、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求

者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1500460号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1500274号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和31年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成4年8月1日から平成8年5月11日まで

私は、請求期間においてA社でパートタイマーとして勤務していたが、請求期間の厚生年金保険の記録がない。請求期間を年金額に反映するよう訂正してほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の記録によると、請求者はA社において平成7年5月11日に雇用保険被保険者資格を取得し、雇用保険の被保険者区分は週所定労働時間が20時間以上30時間未満の「短時間」として記載されており、その後、平成8年5月11日に雇用保険の被保険者区分が「一般」に変更されていることから判断すると、請求期間のうち、平成7年5月11日から平成8年5月11日までの期間に、A社に勤務したことが認められる。

しかしながら、C企業年金基金から提出された加入者台帳及びD健康保険組合から提出された適用台帳において、請求者は平成8年5月11日に資格取得していることが確認できるところ、この記録は厚生年金保険被保険者記録と一致している。

また、i) B社は、請求者の請求期間当時の資料を保管しておらず、請求者の勤務実態及び厚生年金保険料の控除は不明である旨の回答をしていること、ii) 同僚66人(請求者が姓を挙げた同僚を含む。)に照会し、24人から回答を得たが、請求者の請求期間における勤務実態を裏付ける回答を得ることができないこと、iii) 請求期間当時の課税庁であるE市は、課税資料の保管期限は7年であり、請求期間の課税資料を保管していない旨の陳述をしていることから、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

さらに、雇用保険の記録によると、請求者は、請求期間のうち、上述の雇用保険被保険者記録が確認できる期間に、被保険者区分が「短時間」と記載されてい

るところ、B社は、請求者の雇用保険の被保険者区分が短時間と記録されている期間は、週の労働時間が20時間以上30時間未満の短時間の被保険者に該当していたと思われ、労働時間が30時間未満の場合、厚生年金保険に加入させていなかった旨の回答をしている。

加えて、i) B社は、パートタイマーは社会保険加入型と非加入型があり、雇用保険のみに加入している者が多数おり、雇用保険における被保険者区分が短時間の従業員は厚生年金保険に加入させていなかった旨の回答をしているとともに、月中にパートタイマーが週の労働時間が30時間以上になった場合、労働時間の変更の契約は、次の11日から結んでおり、同日付けで厚生年金保険に加入させていた旨の回答をしていること、ii) 雇用保険の記録及びオンライン記録により、複数の同僚はA社において厚生年金保険被保険者資格を取得するよりも前に、被保険者区分を「短時間」として雇用保険被保険者資格を取得した後、雇用保険の被保険者区分が「一般」に変更された日と同日に、厚生年金保険被保険者資格を取得したことが確認できること、iii) 当該同僚のうち一人は、入社当時は1日に5時間の勤務だったが、1日に6時間15分働くことになり、厚生年金保険に加入することとなった旨の回答をしていることから、請求者と同様に短時間労働者として勤務し、厚生年金保険が適用されていない者が複数いることがうかがわれる。

その上、夫が加入していたF健康保険組合の回答及びオンライン記録によると、請求期間のうち、平成5年8月1日から平成8年5月11日までの期間において、請求者が夫の健康保険の被扶養者の認定を受けていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、請求期間のうち、平成4年8月1日から平成5年8月1日までの期間において、請求者が国民年金に加入し、平成4年8月から平成5年7月までの国民年金保険料を納付していること及び請求期間のうち、平成5年8月1日から平成8年5月11日までの期間において、請求者は国民年金第3号被保険者であることが確認できる。

このほか、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1500652号
厚生局事案番号 : 東海北陸(脱)第1500011号

第1 結論

昭和35年6月1日から昭和45年5月26日までの請求期間については、脱退手当金を受給していない期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和15年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和35年6月1日から昭和45年5月26日まで

〔支給済期間 : ①昭和35年6月1日から昭和42年1月1日まで
: ②昭和42年5月11日から昭和45年5月26日まで〕

年金事務所で年金記録を確認したところ、請求期間について、脱退手当金が支給済と記録されているとの回答をもらった。

しかし、私は、脱退手当金の手続をした記憶はなく、受け取った記憶もないので、調査の上、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

脱退手当金は、最後に厚生年金保険に加入した事業所を管轄する社会保険事務所(当時)が処理を行うところ、A社に係る厚生年金保険被保険者原票の備考欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱退」の表示がある上、請求期間に係る脱退手当金は、B社及びA社における厚生年金保険の加入期間を通算して計算しており、その支給額に計算上の誤りはないなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、請求者から聴取しても受給した記憶がないというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、請求者は、請求期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。